

議第 8 9 号から 調停の申立てについて
議第 9 2 号まで

1 事件の経緯

呉市は、保育所、認定こども園等（以下「保育所等」といいます。）の施設整備に対し、呉市私立保育所等施設整備事業補助金（以下「補助金」といいます。）を交付しており、補助金の額は、保育所等の幼稚園部分と保育所部分の定員数等に応じて算出することとなっています。また、補助金の交付決定時と保育所等の設置認可時において定員数が異なることとなった場合は、設置認可時における定員数に基づいて補助金の額を再度算出し、当該再度算出した額を補助金の額として確定することとなっています。

本 4 件の法人が整備した保育所等においては、補助金の交付に係る事務の担当部が、定員数の変更によって補助金の額が変更される場合があることを認識できておらず、相手方に対しても定員数と補助金額の変更について正しい説明ができていなかったため、誤って本来交付すべき額より多い額の補助金を交付していました。

補助金の過大交付の判明後、本 4 件の法人らに対し、それぞれ補助金の過大交付となった部分について返還を求めて交渉を続けてきましたが、既に補助金を施設整備に使用しているため返還が困難であること、各法人の返還条件等に差を付けないよう求められていることなどの理由により、任意の交渉では合意に至ることが困難な状況であるため、この度、裁判所に調停を申し立てるものです。

2 変更された定員数及び補助金の過大交付額

(1) 法人 A

区分	定員数（人）			補助金額（千円）		
	交付決定時	設置認可時	差違	実際に交付した額	本来交付すべき額	過大交付額
幼稚園部分	30	15	-15	32,671	24,604	8,067
保育所部分	40	60	+20	33,992	33,992	(※1) 0
計	70	75	+5	66,663	58,596	8,067

(2) 法人 B

区分	定員数（人）			補助金額（千円）		
	交付決定時	設置認可時	差違	実際に交付した額	本来交付すべき額	過大交付額
幼稚園部分	60	45	-15	78,351	66,558	11,793
保育所部分	40	55	15	65,587	65,587	(※1) 0
計	100	100	±0	143,938	132,145	11,793

(3) 法人C

区分	定員数（人）			補助金額（千円）		
	交付決定時	設置認可時	差違	実際に交付した額	本来交付すべき額	過大交付額
幼稚園部分	10	5	-5	24,615	14,245	10,370
保育所部分	50	45	-5	120,241	120,241	(※2) 0
計	60	50	-10	144,856	134,486	10,370

(4) 法人D

区分	定員数（人）			補助金額（千円）		
	交付決定時	設置認可時	差違	実際に交付した額	本来交付すべき額	過大交付額
幼稚園部分	21	30	+9	42,382	42,382	(※1) 0
保育所部分	45	36	-9	63,834	53,452	10,382
計	66	66	±0	106,216	95,834	10,382

※1 当初の交付決定額が補助金の上限額であったため、定員数の増加に伴う補助金額の増額はありませんでした。

※2 定員数に応じて適用される補助金額の区分に変更がなかったため、定員数の減少があっても補助金額の減額はありませんでした。